

県南広域振興局長告示第135号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成29年10月24日

県南広域振興局長 細川倫史

1(1) 名称 花巻市昌歆寺特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 花巻市内の市道下坂井・関上場線と市道下宿1号線との交点を起点とし、起点から市道下坂井・関上場線を西へ進み市道養護学校西1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道養護学校西2号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道二ツ堰・姥宿線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道下川原・折居線との交点に至り、同点から同市道を東に進み羽々堰水路との交点に至り、同点から同水路を南東に進み市道下宿1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 花巻市特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 花巻市内の国道4号と葛丸川左岸との交点を起点とし、同点から同国道を北に進み市道富沢(2)線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道寺林線との交点に至り、同点から同市道を北に進み一般県道石鳥谷花巻温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み市道吉沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道北野3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大瀬川線との交点に至り、同点から同市道を西に進み一般県道盛岡石鳥谷線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道北寺林幹線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道南野原東幹線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道薬師堂線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道好地57号線との交点に至り、同点から市道を北に進み市道板子線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道北寺林2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道稲豊線との交点に至り、同点から同市道を東に進み一般県道志和石鳥谷線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み花巻市と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み一般県道中寺林犬淵線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み市道好地4号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み北上川に通じる用水路との交点に至り、同点から同用水路を南東に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み市道新堀19号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道三日堀線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道島野大石野線との交点に至り、同点から同市道を南に進み一般県道石鳥谷大迫線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道老角線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道明戸線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道井戸向滝田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道白幡井戸向線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道島岡幹(1)線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道島岡線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道島岡幹(2)線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道八幡塚根線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道島岡幹(3)線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道八幡塚根線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道黒沼9号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み宮野目揚水場用水路との交点に至り、同点から同用水路を南に進み市道上小舟渡・方八丁線との交点に至り、同点から同市道を南に進み瀬川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南に進み市道朝日橋線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上台・朝日橋線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道283号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み一般県道花巻田瀬線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道上台・中野線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み猿ヶ石川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み花巻市と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み市道高木・下山線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道高木団地東2合線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道高木団地環状線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上台・中野線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み主要地方道花

巻北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み市道八森・長根線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道長根環状線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道高木・穂貫田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道小袋・荒屋敷南線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道成田東横断線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道横町・北上川原線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上町・成田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み宿内川排水路との交点に至り、同点から同排水路を西に進み東北自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み豊沢川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み市道小瀬川・新田・槐田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み主要地方道花巻・大曲線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み東北自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み市道二枚橋・花巻温泉線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道二枚橋・花巻境線との交点に至り、同点から同市道を東に進みJR東北本線との交点に至り、同点から同JR線を北に進み耳取川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み市道寺林線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道ウルイ野線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道南寺林2号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道南寺林1号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み平滝川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み東北自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み耳取川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み主要地方道盛岡和賀線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み葛丸川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 花巻市尻平川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 花巻市内の市道大曲・芦沢線と市道芦沢北3号線との交点を起点とし、同点から市道芦沢北3号線を南西に進み市道尻平川幹線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み芦沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み国有林岩手南部森林管理署1474及び1475林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道笹間中村・芦沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道大曲・芦沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 北上市特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 北上市地内の東北自動車道と市道第5001010号線(中通り朴島線)との交点を起点とし、起点から同自動車道を北に進み宇南川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み飯豊川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み北上市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに東へ進み市道第2001044号線(宿成田線)との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道第2001034号線(飯豊秋葉線)との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第2001076号線(川原町南田線)との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道第2001078号線(川原町南田線)との交点に至り、同点から同市道を南に進み新堰川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み新堰川右岸と北上川右岸の交点と主要地方道花巻北上線と市道第3033117号線の交点を結ぶ線との交点に至り、同点から同線を南東に進み市道第3033117号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み東稜中学校の敷地境界線との交点に至り、同点から同敷地境界線を東に進みさらに南に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を西に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み北上市立花3地割と5地割の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み男山水位観測所管理用道路との交点に至り、同点から同道路を東に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み市道第1001003号線(国見橋線)との交点に至り、同点から同市道を北西に進み北上川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を南西に進み市道第1013039号線との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに南に進み大関沢川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み北上市と胆沢郡金ヶ崎町の境界との交点

に至り、同点から同境界を西に進みさらに北西に進み東北自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み成沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み本郷川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み和賀川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を西に進み一般県道夏油高原江釣子線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道第5013236号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6001032号線（旧岩崎藤根線）との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第6001012号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013964号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013937号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6001010号線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに北西に進み市道第6013081号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013310号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013068号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第6013067号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道第6002017号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第6013054号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第6013053号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6013052号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6013883号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み主要地方道花巻平泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み市道第6002003号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6001002号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道第6001023号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6013527号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道第6002016号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一般県道花巻和賀線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道第6013192号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道第6013279号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6001009号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道第6013851号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6001032号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み主要地方道盛岡和賀線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み市道第6013274号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第6001007号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第6013269号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第5001010号線（中通り朴島線）との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 遠野市福泉寺・駒木特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 遠野市地内の一般県道土淵達曾部線と林道西内海上線との交点を起点とし、起点から同一般県道を北西に進み市道附馬牛中央線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道上柳荒川線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み林道荒川駒木線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み市道妻の神線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道タラ沢1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み民有林103林班と民有林102、111及び110林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南に進み林道西内海上線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 遠野市猿ヶ石川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 遠野市地内の国道107号と遠野市と花巻市の境界との交点を起点とし、起点から同国道を東に進みJR釜石線との交点に至り、同点から同JR線を南東に進み国道283号と市道柏木平線の交点の延長線上の地点との交点に至り、同点から同国道を北東に進み市道光興寺上の山線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道光興寺団地線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道安居台光興寺線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高場宮代線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道上の山石田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道大工町駒木線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道福泉寺前中村線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一般県道土淵達曾部線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み市道土淵上郷線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道青笹飯豊線との交

点に至り、同点から同市道を南西に進み主要地方道釜石遠野線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み市道初音橋晴山線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上組町青笹線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道鶯崎14号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み旧市道浜峠2号線との交点に至り、同点から同旧市道を南に進み市道日枝神社裏線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道浜峠線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道稲荷下中央線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道会下前線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道一日市東館線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道大手橋新町線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道一日市新町線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道六日町線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道遠野住田線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み市道日影我ヶ丸線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道日影新田向線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道日影清養園向線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道日影新田向線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道向和野線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道船渡線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道高館線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道下鱒沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道高原線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道蕨沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み遠野市小友町と同宮守町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み遠野市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 奥州市水沢羽田特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市内の国道397号線と市道上小谷木沼尻線との交点を起点とし、起点から国道397号線を北東に進み農作業道室ノ木久保線との交点に至り、同点から同農道を北に進み市道久保荒川1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道宝柳木荒川線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道宝柳木御山下線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上新田駅前線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道森御山下2号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道羽田幹線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国道397号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道和田黒田助線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道洗田水無沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道和田黒田助線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道北鶴ノ木西田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み市道上小谷木沼尻線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 奥州市胆沢区南都田本木特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市内の市道下松原鶴田線と市道宇南田上中谷地線との交点を起点とし、起点から市道下松原鶴田線を東に進み奥州市胆沢区と水沢区の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み農業用水路鶴淵堰右岸との交点に至り、同点から同堰右岸を西に進み市道銭倉北峠線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道下松原鶴田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道駒堂上広岡線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道袖ノ町千刈田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道堰田宇南田線に至り、南に進み市道宇南田上中谷地線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 奥州市胆沢区若柳供養塚蝸の手特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市内の一般県道胆沢金ヶ崎線と市道袖ノ町千刈田線との交点を起点とし、起点から一般県道胆沢金ヶ崎線を南に進み市道独光館線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道下萱刈窪鶴田線との交点に至り、同点から同市道を東に

進み市道駒堂館線との交点に至り、同点から同市道を南に進み宮沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を西に進み市道菅谷地上昼沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上大谷地川北線との交点に至り、同市道を西に進み市道島袋大袋線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道袖ノ町千刈田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

10(1) 名称 奥州市胆沢区若柳出店特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市内の国道397号と市道卯台丹波線との交差点を起点とし、起点から国道397号を西に進み市道柏木田若柳式枚橋線との交点に至り、同点から同市道を南に進み送電線との交点に至り、同点から同送電線を西に進み市道上土橋上中沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み国道397号及びその北側延長線上にある導水幹線までの線との交点に至り、同点から同幹線を北東に進み「水の歴史公園」敷地の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み茂井羅堰との交点に至り、同点から同堰を東に進み茂井羅中堰との交点に至り、同点から同堰を東に進み市道卯台丹波線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

11(1) 名称 奥州市胆沢区小山外浦特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市内の市道道場下沢田線と市道上大畑平養ケ森線との交点を起点とし、起点から市道道場下沢田線を南東に進み市道持堤下線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道簾森日除松線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道北二ノ台線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道新田外浦線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道道場外浦線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上大畑平養ケ森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

12(1) 名称 奥州市衣川区豊巻土屋特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市内の主要地方道花巻平泉線と主要地方道栗駒平泉線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻平泉線を南東に進み市道大西岩の上線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道衣川橋六道線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道土屋線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み作業路土屋線との交点に至り、同点から同作業路を北西に進み民有林10林班2小班と民有林12林班5小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み林道滝の沢線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み市道夏秋線の交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大西岩の上線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道栗駒平泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

13(1) 名称 平泉町志羅山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 西磐井郡平泉町内の国道4号線と一般県道一関平泉線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み町道笹谷線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道大佐笹谷線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み東北自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み町道佐野線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道片岡1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道小金沢線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道佐野線との交点に至り、同町道を北西に進み、主要地方道平泉巖美溪線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み一般県道平泉停車場中尊寺線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み一般県道相川平泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南東に進み太田川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を西に進みJR

東北本線との交点に至り、同点から同 J R 線を南東に進み国道 4 号線平泉バイパスとの交点に至り、同点から同国道バイパスを南西に進み国道 4 号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道佐野 1 号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道三日町線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み一般県道一関平泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

14(1) 名称 一関市千厩町千厩特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市千厩町地内の国道284号と市道東小田木六線との交点を起点とし、起点から国道284号を北西に進み市道西小田梅田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道八ツ尾沢西小田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道八ツ尾沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道松川千厩線との交点に至り、同点から同県道を北に進み市道千厩北山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道久保田宮敷線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道千厩宮田南線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み市道千厩中沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道千厩奥玉線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道284号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道下駒場 2 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道駒場上木六線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道千厩北ノ沢 1 号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道構井田鳥羽線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道下駒場下木六線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道東小田木六線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

15(1) 名称 一関市藤沢町藤沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市藤沢町地内の国道456号と市道梅ヶ沢石合線との交点を起点とし、起点から国道456号を北東に進み市道杉ヶ崎線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道桜ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道藤沢徳田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道徳田金山線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道罫ヶ森新町線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一般県道藤沢大籠線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み市道大母 2 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道藤沢愛宕山線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み市道藤沢愛宕山線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道愛宕山下線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み市道愛宕山下線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道伏房 3 号線に通じる農道との交点に至り、同点から同農道を北西に進み市道伏房 3 号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道伏房線との交点に至り、同点から同市道を南に進み前田川に合流する水路右岸との交点に至り、同点から同水路右岸を北西に進み主要地方道花泉藤沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道藤崎線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道大平細田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道古川線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道梅ヶ沢古川線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道梅ヶ沢 1 号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道梅ヶ沢石合線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器